

社会資本総合整備計画 事後評価書

令和03年03月11日

計画の名称	名古屋市における無電柱化の推進（防災・安全）（無電柱化推進計画支援）												
計画の期間	平成31年度 ~ 平成31年度（1年間）								重点配分対象の該当	○			
交付対象	名古屋市												
計画の目標	無電柱化を推進することにより、災害時において電柱の倒壊や電線の切断による道路閉鎖を防止するとともに、電力や通信の安定供給を確保し、道路の防災機能の向上を図る。												
全体事業費（百万円）	合計（A + B + C + D）	987	A	987	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A + B + C + D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
1	市内の緊急輸送道路における無電柱化推進割合の向上 市都心部における第一次緊急輸送道路の無電柱化推進割合の向上 無電柱化推進割合 = 都心部の第一次緊急輸送道路の総延長の内、評価時点における無電柱化推進延長の割合	70%	%	79%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												H31	R02	R03	R04	R05			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
道路事業	A01-001	街路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	S街路	改築	東志賀町線(電線共同溝)	街路築造 L=0.41km	名古屋市						51	-	
	A01-002	街路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	S街路	改築	新出来町線(電線共同溝)	街路築造 L=0.40km	名古屋市							192	-
	A01-003	街路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	S街路	改築	名古屋環状線(電線共同溝)(黄金通工区)	街路築造 L=0.98km	名古屋市							475	-
	A01-004	街路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	S街路	改築	名古屋環状線(電線共同溝)(五月通工区)	街路築造 L=2.09km	名古屋市							244	-
	A01-005	街路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	S街路	改築	広小路線(電線共同溝)(太閤通工区)	街路築造 L=1.20km	名古屋市							25	-
												小計						987	
												合計						987	

事後評価

事後評価の実施体制、実施時期

事後評価の実施体制	事後評価の実施時期
名古屋市	令和2年8月～10月
	公表の方法
	名古屋市HP上にて公表

事業効果の発現状況

<p>定量的指標に関連する 交付対象事業の効果の発現状況</p>	<p>無電柱化事業は、従来から『社会資本整備総合交付金』を活用して整備を進めてきたが、今後さらに大きく事業を推進するため、令和2年度に創設された『無電柱化推進計画事業補助制度』への移行を図り、より重点的な支援を受けながら事業を進めていくこととした。このため本計画に関しては、平成31年度の1年間のみ実施し、令和2年度より『無電柱化推進計画事業補助制度』へ移行している。 そのような状況の中、平成31年度には、東志賀町線において電線類地中化後の舗装復旧工事を行い事業完了を迎えた。また、名古屋環状線においては支障移転及び電線共同溝工事を行っており、鋭意工事を進めているところである。令和2年度以降についても、引き続き『無電柱化推進計画事業補助制度』を活用して、本事業を推進する。</p>
<p>定量的指標以外の交付対象事業の 効果の発現状況（必要に応じて記述）</p>	<p>東志賀町線においては、電線類地中化後の舗装復旧工事を行い整備が完了したことにより、道路の見通しが良くなり歩行者の安全性の向上が図られたほか、景観の向上に寄与した。また本路線は第一次緊急輸送道路及び緊急交通路に指定されており、無電柱化を推進し電柱の倒壊や電線の切断による道路閉鎖の恐れを軽減したことで、防災機能の向上が図られたと考えられる。</p>

特記事項（今後の方針等）

本事業については令和2年度より新たに創設された『無電柱化推進計画事業補助制度』へ移行し、より重点的な支援を受けながら事業を進めていくこととした。令和2年度以降も『名古屋市無電柱化推進計画』に基づき、補助制度を活用して、積極的に緊急輸送道路の無電柱化を推進することにより、災害時において電柱の倒壊や電線の切断による道路閉鎖を防止し、電力や通信の安定供給を確保し、道路の防災機能の向上を図る。

